平成２４年（フ）第８９号
新潟県魚沼市田戸457番地
債務者　覺張　紀迪
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目５番地12、前住所新潟県新潟市中央区鳥屋野１丁目12番12号
債務者　和田英里弥
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
和歌山県日高郡日高町大字志賀104番地の12寺前宅２階、住民票上の住所和歌山県日高郡日高町大字志賀104番地の12
債務者　貴志　孝三
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１２８号
岡山県倉敷市玉島陶722番地
債務者　中塚　博士
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０６３号
神奈川県藤沢市石川４丁目33番地の７　シャトー湘南103
債務者　星　　浩美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７４号
横浜市港南区日限山１丁目60番35号　セントラル下永谷101号
債務者　柏木　義晴
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７８号
横浜市青葉区美しが丘５丁目29番地５　アーバン412号
債務者　衣斐　謙司
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１２号
横浜市西区南浅間町２番地８　ハイム西横202号
債務者　内倉　英次
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２６号
横浜市都筑区北山田７丁目６番12号　小泉テラス２
債務者　鈴木　由香（旧姓金野）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３３号
横浜市旭区上川井町178番地の４　グレイスⅡ101号
債務者　柴田　博章
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５１号
東京都町田市南成瀬５丁目30番地５サンホワイトM510―12
債務者　是枝　孝子（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６５４号
東京都立川市砂川町７丁目33番地の11
債務者　喜島つかさ（旧姓中川西）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５５号
栃木県那須塩原市一区町173番地８
債務者　八木澤道靖
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３００号
栃木県下野市文教３丁目13番地７
債務者　佐々木弘子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１９号
栃木県宇都宮市竹林町446番地１　ウィングフィールズ１―207
債務者　荒井　一嘉
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２９号
栃木県宇都宮市八千代１丁目15番４号　県営西川田住宅４号棟21号室、前住所栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目６番２号　ヴィラ安耶104号室
債務者　須藤　一三
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係